

介護保険事業者における事故発生時の報告のガイドライン

介護サービス提供中に事故等が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況や対応などについて記録し保険者へ報告することが義務付けられています。

事業者様におかれましては、事故発生時の適切な対応、報告書の速やかな提出、事故の再発防止等に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、事故報告の範囲、方法等については下記のとおりといたしますので、遺漏のないようご確認ください。

【報告の範囲】

- 1 サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む。）
※報告の範囲は、医療機関（施設常駐医・配置医含む）での受診を要したものを原則としますが、その他トラブルになる可能性がある場合は報告してください。
- 2 食中毒又は感染症の発生が認められた場合
※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬の発生が認められた場合。（職員・利用者は問わない）
※「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省通知）に準ずること。
- 3 利用者が無届で離設、又は行方不明になった場合
- 4 施設が機械故障等で長期にわたり使用できず、利用者に影響を与える場合
- 5 その他の事故等により、利用者の家族等から苦情がある場合

【報告の方法】

事故が発生した場合は、速やかに当広域連合介護福祉課まで報告書（指定様式）により報告してください。ただし、死亡事故等緊急もしくは重大事故については、電話にてご一報ください。

厚労省通知『介護保険最新情報 vol.1332（令和6年11月29日）』に基づき、事故報告書の提出方法は原則、**電子メール**といたします。提出の際はパスワードを設定する等、**個人情報への配慮**をお願いいたします。（PDFへ変換せず、Excelのままご提出ください。）

【その他】

- 1 事故報告書が提出された際に、利用者ご本人やご家族に事実確認をする場合があります。（必要に応じて、続報の提出を求めることもあります。）
- 2 事故報告書様式は、北アルプス広域連合のホームページからダウンロードしてご利用ください。（「6事故発生後の状況」に独自項目を追加しております。）